

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの予防接種の実施医療機関等について

(令和7年1月現在)

区分	新型コロナウイルス感染症		インフルエンザ				
実施医療機関 ・ 実施期間	実施医療機関	実施期間	実施医療機関	実施期間			
	鯉ヶ沢病院 〔Tel 72-3111〕	令和7年3月31日まで	鯉ヶ沢病院 〔Tel 72-3111〕	※11月で終了			
	越前医院 〔Tel 72-5151〕		越前医院 〔Tel 72-5151〕	令和7年2月28日まで (なくなり次第終了)			
	あじがさわクリニック 〔Tel 72-5200〕		あじがさわクリニック 〔Tel 72-5200〕	令和7年2月28日まで (なくなり次第終了)			
	七ツ石内科 〔Tel 72-2879〕		七ツ石内科 〔Tel 72-2879〕	令和7年3月31日まで			
・実施期間は変更になる場合がありますので、接種を希望する医療機関にご確認ください。 ・上記の実施医療機関以外で接種した場合は、全額自己負担となりますが、申請により支払った接種費用の一部の助成が可能となります(償還払い)。申請方法など詳しくは事前にお問い合わせください。							
接種費用	自己負担額 2,000円 (生活保護受給者は無料)		自己負担額 1,000円 (生活保護受給者は無料)				
対 象	鯉ヶ沢町に住民票がある方で、次のいずれかに該当する方 ①接種日において65歳以上の方 ②接種日において60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方						
接種回数	一人 1回		一人 1回				
接種当日の持ちもの	予診票 / 健康保険証 / 接種料金 / 生活保護受給証明書等						
その他	・新型コロナウイルス感染症の予防接種に接種券は必要なく、予診票を用いて接種します。 ・予診票は、実施医療機関のほか、役場ほけん福祉課③窓口、各公民館にあります。 ・新型コロナワクチンは他のワクチンとの接種間隔の規定はなく、同時接種も医師が必要と認めた場合は行うことができるとされています。他の予防接種(インフルエンザ等)との同時接種については、各医療機関にご確認ください。						